

留守家庭児童教室入室に関する確認書（通年）

- ① 決められた利用時間を必ず守ること。
- ② 保護者（父母・祖父母等）の自宅外就労により、昼間自宅が留守であること。
- ③ 急に必要になった時だけの利用ではなく、1ヶ月に15日以上利用する必要があること。
- ④ 同居のほか、同一敷地内または同一小学校区内など、近隣に援助の受けられる祖父母等がないこと。入室後、教室指導員から保護者（父母・祖父母）の就労確認をすることがあります。
- ⑤ 児童は、指導員の言う事を聞き、一人勝手な行動をしないこと。
- ⑥ 児童は、周りの友達に迷惑をかけたり、管理・運営上の妨げになる行動をしないこと。
- ⑦ 特別な支援が必要と思われる児童の入室はできないこと。（ケガなどで支援が必要になった時を含む） 児童指導員は特別な資格があるわけではありません。
- ⑧ 保護者は、仕事が終わりたい、すぐに児童教室に迎えに来ること。
- ⑨ 保護者の方が一人でも仕事が休みの日は、児童教室の利用ができないこと。
- ⑩ 使用料の支払いは、口座振替とし、滞納しないこと。
- ⑪ 引き渡し登録カードに記載のある者が、責任をもって児童を自宅まで帰らせること。

上記の事項について順守し、留守家庭児童教室を正しく利用します。

守れない場合、または、就労時間等の変更や退職等により、児童教室の利用が不要となった場合は、すみやかに「退室届」を提出します。「退室届」を提出する前でも市役所からの退室決定通知を受けた場合は、それに従います。

関市長 様

令和 年 月 日

住 所

保護者名

児 童 名